

平成23年度税制改正について
(中小企業関係税制)

平成22年12月
中小企業庁

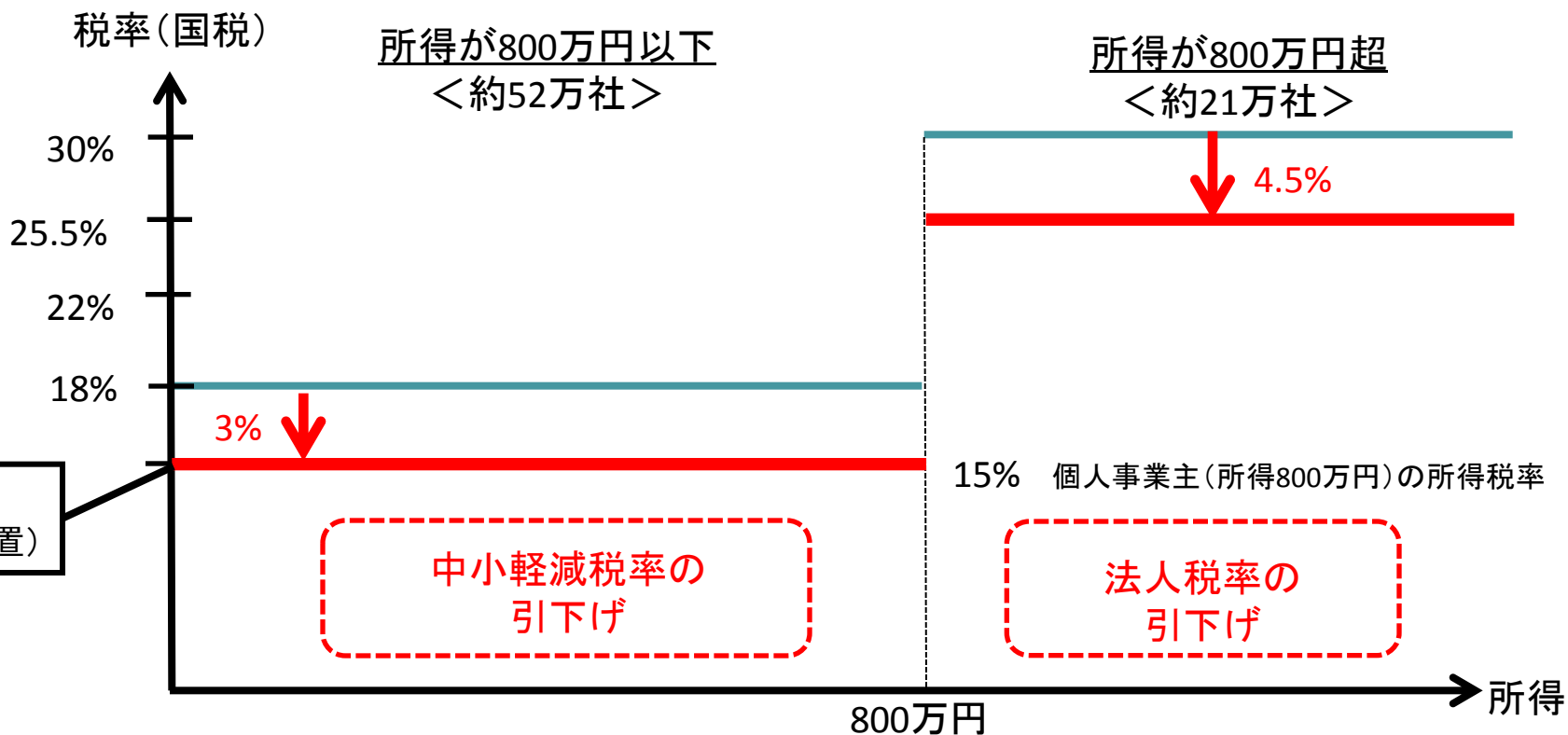
I. 中小軽減税率の引下げ

(法人税・法人住民税)

- ① 中小企業(資本金1億円以下)の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される軽減税率を18%から15%に引下げ。
- ② また、中小企業の年800万円超の所得部分については、法人実効税率5%引下げ。

改正概要 【適用期間】3年間(平成25年度末まで)

中小法人の軽減税率について、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%に引き下げるとともに、現行の本則税率を22%から19%に引き下げる。

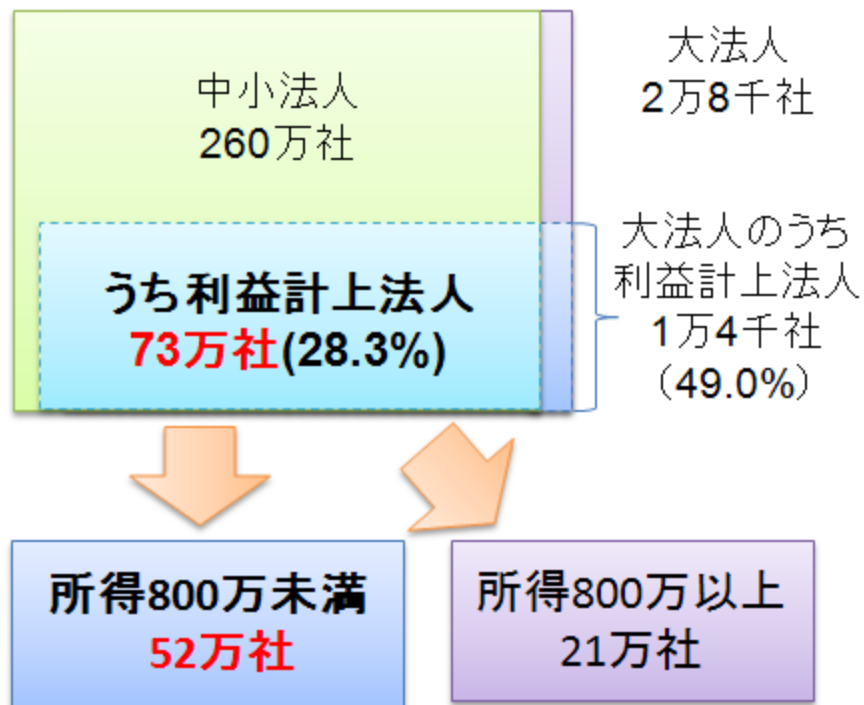


注: 現行の中小企業に対する軽減税率は、本則22%、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間の時限措置18%。

(参考) 中小軽減税率引下げの効果

- ① 約73万社に及ぶ多数の黒字中小法人における設備投資や雇用を促進。
- ② 特に所得800万円未満の52万社を効果的に支援。

- ③ 財務状況が改善され、金融機関からの資金調達が円滑化。
- ④ 赤字中小法人においても、将来の利益計上を目指して必死に経営に取り組む努力を促進する効果。



(所得800万円の企業の場合)

24万円のキャッシュフローが改善。これにより、例えば以下のような対応が可能。

- (1) 多品種少量・短納期・高品質に対応した生産ラインの強化
- (2) 利払い資金確保による銀行からの追加融資の確保、融資維持
- (3) 新規社員採用のための経費、既存従業員の雇用維持

(出典) 国税庁「会社標本調査」より経済産業省が作成。

Ⅱ. 繰越欠損金制度の見直し

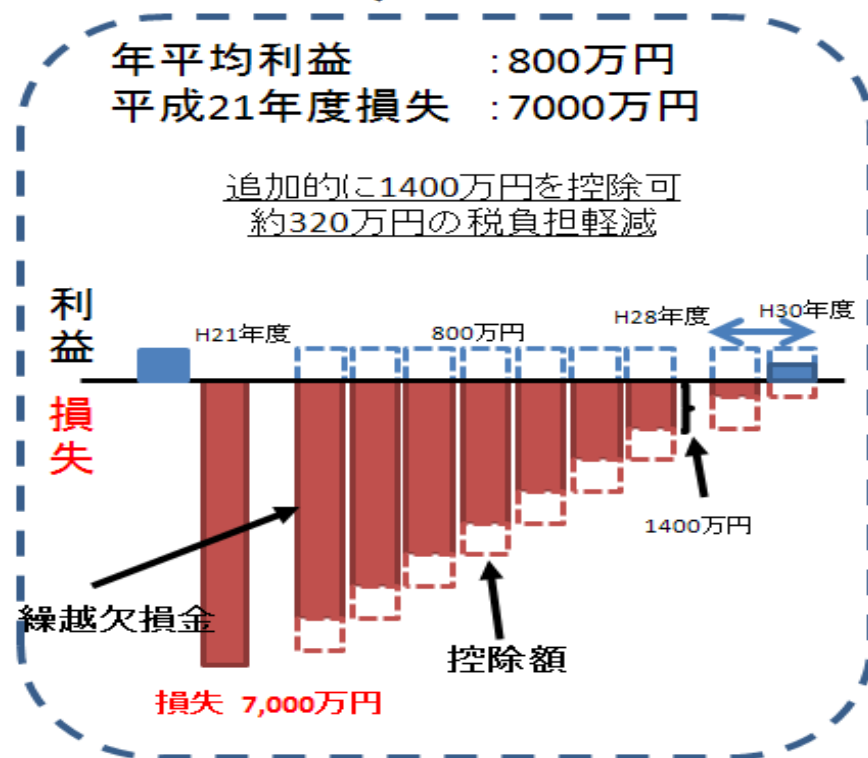
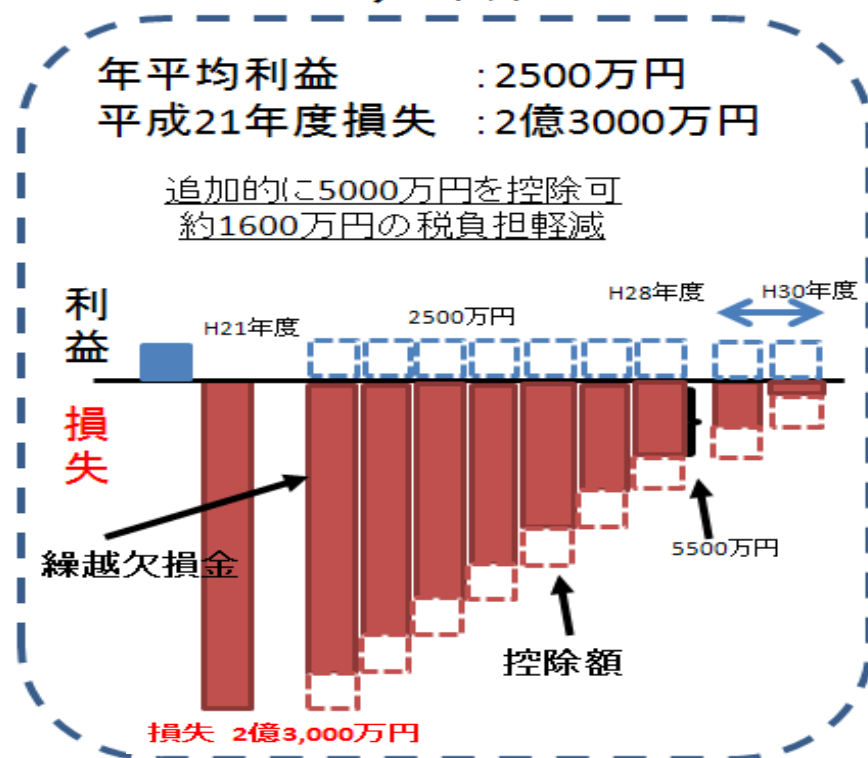
(法人税、法人住民税、法人事業税)

- ① 繰越欠損金制度は、特定の期に税務上の欠損金が発生した場合、その欠損金を繰越、翌期以降の課税所得と相殺することで税負担を軽減する制度(現行の繰越期間7年間)
- ② 中小企業については、控除限度額に制限を加えない現行制度を維持。
- ③ 繰越期間は7年間から9年間に2年間延長。(平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用)

～繰越期間の延長(7→9年)に伴う効果～

ケース1

ケース2



※多くの企業において、リーマンショック等の影響を受け平成21年度に大幅な損失を計上。

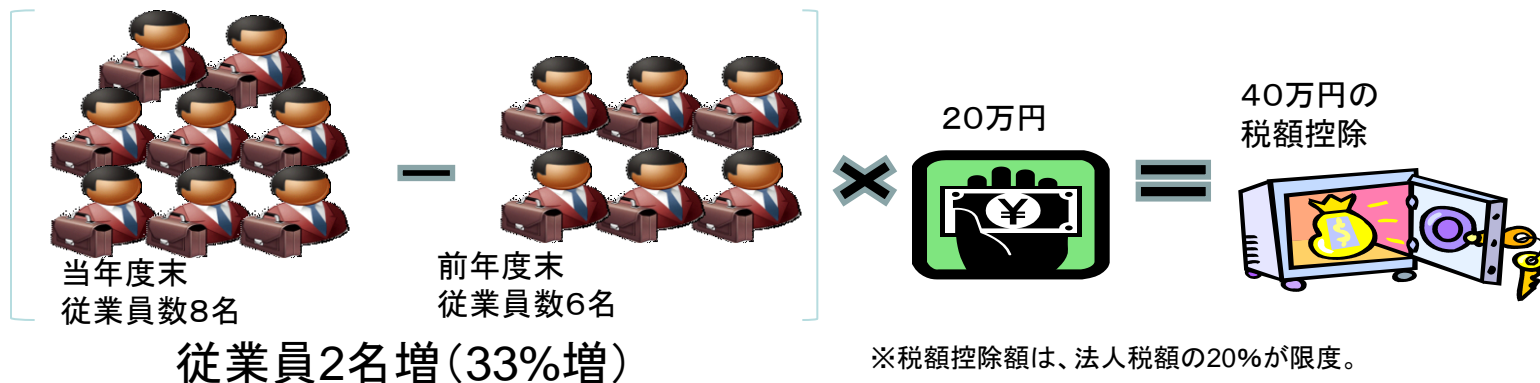
Ⅲ. 雇用促進税制の創設

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税)

中小企業が、従業員を10%以上かつ2人以上増加させた場合に、1人当たり20万円税額控除できる制度を創設(大企業は10%以上かつ5人以上)。

例)前年度従業員数6名で当年度従業員数8名の中小企業の場合、増加従業員数2名×20万円=40万円の税額控除が可能。

<具体例>



Ⅳ. グリーン投資減税の創設

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業が、エネルギー起源CO2排出削減等に効果が見込まれる設備等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を適用できる制度を創設(大企業は特別償却のみ)。

<対象設備の例>

- ①省エネルギーの推進 (例:高効率工業炉、ハイブリッド建設機械)
- ②非化石エネルギーの導入拡大 (例:太陽光発電設備、風力発電設備)
- ③低炭素化 (例:電気自動車、高効率ヒートポンプ)

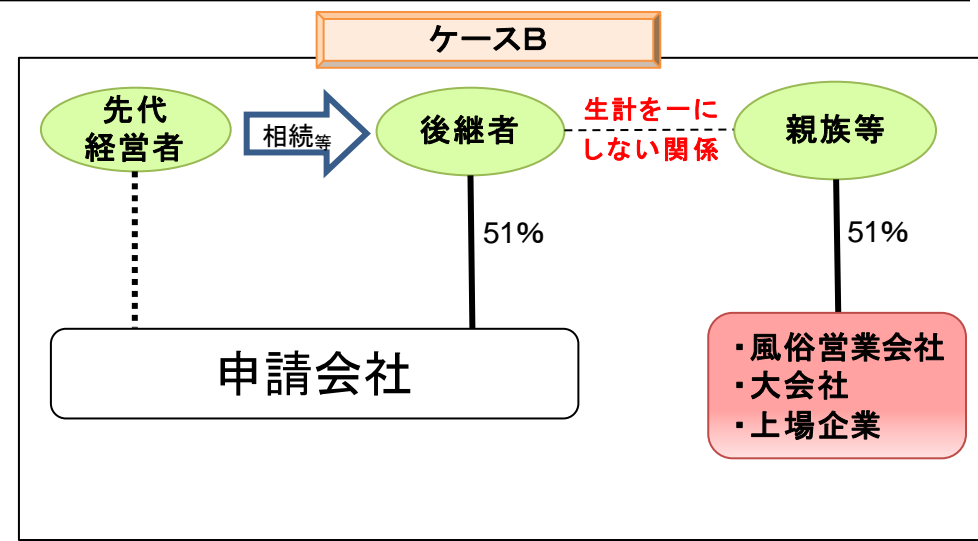
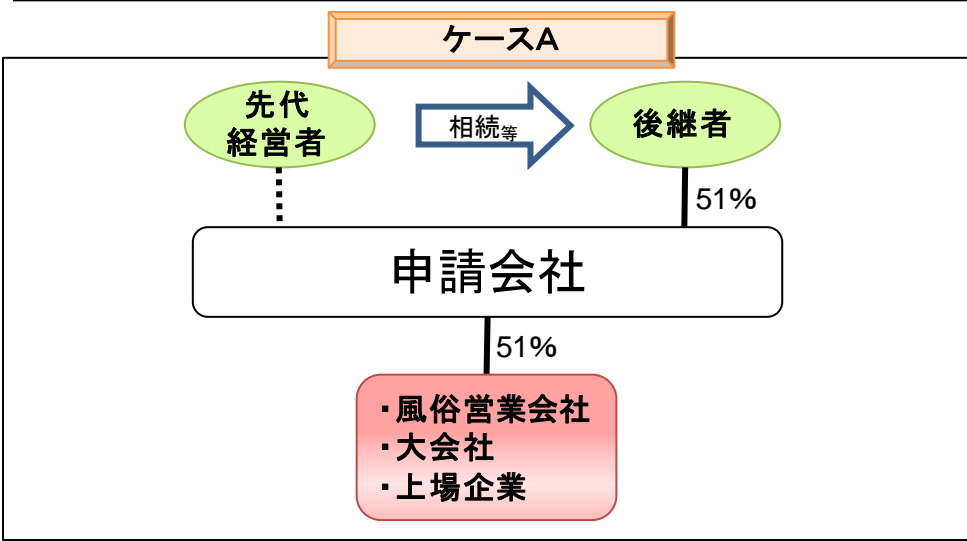
※ なお、現行のエネルギー需給構造改革投資促進税制は廃止。

V. 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(相続税・贈与税)

- ① 事業承継税制の適用にあたって、申請会社及びその関係者が風俗営業会社等の株式を一定以上保有してはならないとする要件の見直し。
- ② 具体的には、関係者の範囲を、親族等から、後継者本人、生計を一にする親族等に絞り込み、要件を大幅に緩和。

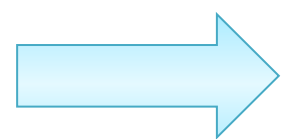
(注)親族:配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族。



現行制度

ケースA: 適用不可

ケースB: 適用不可



改正後

ケースA: 適用不可

ケースB: **適用可**

検討事項

同制度の適用の基礎となる経営承継円滑化法に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討する。

VI. 更正の請求期間の延長

法定外の手続により非公式に課税庁に対して税額の減額変更を求める「嘆願」という実務慣行を解消するとともに、納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化を図る観点から、以下のとおり、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間を延長。

現 行

納税者

「更正の請求」を行うことができる期間
1年

課税庁

更正できる期間 3年



改 正 後

納税者

「更正の請求」を行うことができる期間
5年

課税庁

更正できる期間 5年

※贈与税及び移転価格税制に係る法人税に係る更正の請求期間は6年(現行1年)、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間は7年(現行1年)に、それぞれ延長。また、登録免許税の過誤納金の還付に係る通知の請求期間及び自動車重量税の過誤納金の還付に係る証明書の交付請求期間は5年(現行1年)に延長。脱税の場合の課税庁による増額更正期間は現行どおり7年。

VII. その他の項目

1. 新設

中小企業の集積の再生（所得税・法人税・印紙税・事業所税・個人住民税・法人住民税・事業税）

総合特別区域法（仮称）の制定に伴い、市区町村向けの高度化事業の用に供する土地等の譲渡所得の特別控除及び事業所税の非課税措置等を創設する。

2. 拡充

小規模企業者等設備導入資金貸付制度における貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業の法人税非課税措置（法人税・法人住民税）

地方分権改革推進計画に伴い、所要の法令改正を前提に、小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する貸与機関が行う設備貸与事業及び設備資金貸付事業を引き続き法人税の収益事業から除外する。

3. 延長

中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置（不動産取得税）

収益性のある事業を有しながらも過剰な債務を負っている中小企業の事業再生を支援するため、譲渡される不動産に係る不動産取得税を軽減する措置の適用期限を1年間延長する。

VII. その他の項目

4. 縮減

(1) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 (登録免許税)

信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5 (現行:1,000分の1)に引き上げた上で、適用期限を2年間延長する。

(2) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (法人税・法人住民税・事業税)

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例(繰入限度額の16%割増措置)について、割増率を12%(現行16%)に引き下げた上で、適用期限を3年間延長する。

5. 廃止

(1) 中小企業等基盤強化税制(経営革新計画・卸・小売・サービス業・情報基盤・地域産業資源活用事業計画・農工商等連携事業計画・教育訓練費) (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業等基盤強化税制について、適用期限の到来をもって廃止する。なお、本制度の廃止に伴い、中小企業投資促進税制の対象から除外されているソフトウェアの範囲について所要の見直しを行う。

(2) 商工組合等の留保所得の特別控除 (法人税・法人住民税・事業税)

商工組合等の留保所得の特別控除制度について、適用期限の到来をもって廃止する。

(3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(中小企業高度化事業) (所得税・法人税)

中小企業高度化事業により整備される区域に係る措置について、適用対象から除外する。

VII. その他の項目

6. 適正化

(1) 免税事業者の要件の見直し (消費税・地方消費税)

その事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く。)開始の日から6月間の課税売上高が1千万を超える法人等については事業者免税点制度を適用しない。

また、上記の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができるようにする。

(2) 仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し (消費税・地方消費税)

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入等の全額を仕入税額控除ができる制度については、その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限り適用することとする。

7. 検討事項

中小企業者に対する法人税率の特例及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し (法人税など)

会計検査院から意見表示がなされている中小企業者に対する法人税率の特例及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、経済産業省において適用実態を精査した上で、平成24年度税制改正において検討する。